

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 26 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 児童福祉主管課 御中
児童相談所設置市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

養育里親名簿及び養子縁組里親名簿の取扱いについて（周知）

児童福祉行政の推進については、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症への対応のため、養育里親更新研修又は養子縁組里親更新研修（以下「養育里親更新研修等」という。）の実施主体である都道府県等の判断により、その実施を延期又は中止とすることが考えられます。

この場合に、有効期間の満了の日までに当該研修を修了することができない者が生じることが考えられますが、その取扱いについては、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 36 条の 46 第 6 項に規定する「有効期間の満了の日までに養育里親更新研修等が行われないうき」に該当し、同項の規定により、従前の登録は、有効期間の満了の日後もその研修が修了するまでの間は、なおその効力を有することとなりますので、改めて周知いたします。

養育里親更新研修等の実施を予定している都道府県等にあつては、新型コロナウイルス感染症の状況に応じた柔軟なご対応をお願いします。

【連絡先】

厚生労働省子ども家庭局

家庭福祉課指導係 鈴木、八木谷

電話：03-5253-1111（内 4879、4880）

MAIL：shakai-yougo@mhlw.go.jp